

別紙3 令和3年度神奈川区社協ふれあい助成金 主な変更点

令和3年2月 神奈川区社協作成

1) 申込受付期間

4月5日（月）～4月23日（金）《必着》

※令和2年度交付団体は、令和2年度完了報告書を同時に提出

※新規立上げ事業区分は、4月5日（月）～12月28日（火）《必着》

2) 受付方法

継続申込団体：原則として郵送により受付（窓口での提出希望の場合は要事前連絡）

新規申込団体及び新規立上げ事業区分申込団体：原則として窓口提出

3) 様式

①申込書（様式1-2）の代表者印押印は不要

②団体共通シートを廃止

（従来の共通シートの内容を、申込書に盛り込み）

③訂正印不要、訂正する場合は二重線での修正のみ可（修正液・修正テープ不可）

④前年度実績記入欄を削除

※新規申込団体で、前年度実績が必要な場合は、実績を確認できる書類（様式任意）をご提出ください。

4) その他

①前年度からの継続申込団体は、前年度活動実績が助成条件を満たさない場合は原則として同一区分での申込ができません。

ただし、令和2年度に限り、コロナ禍の影響により条件が緩和されている部分があります。

※詳細は、別紙2「新型コロナウイルス感染症の影響による事業実績の考え方」参照